

身体拘束ゼロ作戦の推進

社会福祉法人和福社会

身体拘束ゼロ作戦について

今般、厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」において「身体拘束ゼロへの手引き」が、取りまとめられました。この取り組みは、「介護保険施設等におけるケア全体の質の向上や生活環境の改善のきっかけとなるものであり、身体拘束廃止を最終目標とするのではなく、身体拘束廃止に取り組む過程で提起された様々な課題を進撃に受け止め、よりよいケアの実現に取り組むべき」ということになっております。

庄の里では、従来、身体拘束についてはやむを得ない場合を除き身体拘束を行わない体制をとってまいりましたが、全国的なこの問題を謙虚に受け入れ、庄の里内における身体拘束の抜本的な改正を目指して取り組んでおります。

身体拘束廃止に向けて、庄の里では以下の職種に従事する者を中心に取り組む

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 施設長（管理者）② 主任介護職員③ 生活相談員④ 施設ケアマネジャー⑤ 看護リーダー⑥ 介護職員（リーダー） |
|---|

1. 改善計画について

- ・ 施設全体における身体拘束の改善計画

施設全体における身体拘束の現状を見直し、期限を定めて身体拘束廃止に向けての具体的な数値目標をあげて、その目標数値に近づけるように具体的な方法を考慮する。

- ・ 利用者個人における身体拘束の改善計画

施設内で行われているケアプラン検討会議で、身体拘束面で問題があがる利用者について、「やむを得ない場合を除き利用者の生活環境の中で身体拘束になっている事項はないか、また今後考えられる身体拘束があるか、それをどうすれば身体拘束廃止に持っていくことができるか。」を検討し、個別改善計画を作成する。

2. 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、具体的に次のような行為があげられます。

①徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。

＊庄の里で使われているベッドのサイド柵を使用することは身体拘束にはなりません。ただしそのベッド柵を抜けないようにひも等で縛る行為等は身体拘束の対象となります。

④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

⑥車椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける

⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。

⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。

⑨他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

⑩行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。

⑪自分の意思で開ける事のできない居室等に隔離する。

厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」より参照

3. 緊急やむを得ない場合の対応について

「緊急やむを得ない場合」の対応とは、全体及び個別改善計画において述べたケアの工夫のみで十分に対処できないような、「一時的に発生する突発事態」のみに限定されます。介護保険指定基準の身体拘束禁止規定には『サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない』となっております。

以上のことから、次の3つの要件をすべて満たす状態であることを検討、確認し記録をとります。

- ① （切迫性）利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② （非代替性）身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ （一時性）身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

4. 身体拘束廃止及びやむを得ない場合の対処等の決定までの順序

- ・ ケアプラン検討会議において利用者の状態把握
- ・ 身体拘束に関する問題の提示



- ・ 身体拘束廃止委員会で検討・確認
- ・ 個別改善計画の作成



- ・ やむを得ない場合、本人又はご家族等に説明（内容・理由・期間等）
- ・ 緊急やむを得ない場合の身体拘束に関する確認書に記名捺印



- ・ やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録の記入
- ・ 定めた期間中に定期的に記入



- ・ 期間終了後の再検討とフィードバック
- ・ 拘束をせざるを得なかった理由の改善が達成される・・・拘束廃止

5. 身体拘束に関する記録の義務

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録します。

庄の里では、これらの記録を「緊急やむを得なかった身体拘束に関する説明書」「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察」の2つとし、それぞれの記録として次のような内容としています。

①「緊急やむを得なかった身体拘束に関する確認書」

- ・ 個別の状況による拘束の必要な理由
- ・ 身体拘束の方法（場所・行為〈部位・内容〉）
- ・ 拘束の時間帯及び期間
- ・ 特記すべき心身の状況
- ・ 拘束開始及び解除予定期間
- ・ 利用者・ご家族の記入欄（記名捺印）

②「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察」

- ・ 日々の心身の状態等の観察・再検討の結果
- ・ カンファレンス参加者名
- ・ 記録者サイン

6. 身体拘束廃止委員会の役割と記録義務

身体拘束廃止委員会が担う役割は次のとおりです。

- ・ 改善計画の作成と再検討
- ・ 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察等を参考に、今後の身体拘束廃止への取り組みを議論。
- ・ 外部研修等の積極的参加により、専門的な計画案を作成。
- ・ 期限を定めて身体拘束廃止に向けての具体的な数値目標をあげて、その目標数値に近づけるように具体的な方法を考慮。
- ・ 施設等の職員その他の関係者の意識啓発の為の取り組み。
- ・ 利用者及び利用者の家族への十分な説明。

緊急やむを得ない身体拘束に関する確認書

様

1. あなたの状態が下記のＡＢＣのすべてを満たしている為に、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
2. ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことと約束いたします。

記

A. 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体の危険にさらされる可能性が著しく高い。
B. 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
C. 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束方法 （場所・行為〈部位・内容〉）	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除予定 期間	開始期間 年 月 日 から
	解除予定 年 月 日 まで

上記のとおり実施いたします。

年 月 日

施設名

代表者

印

記録者

印

【利用者・家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、確認いたしました。
年 月 日
氏名
（本人との続柄： ）

印

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

利用者名様

月日時	・日々の心身の状態等の観察 ・再検討結果	カンファレンス 参加者名	記録者 サイン

庄の里 身体拘束改善計画

	現 在	目 標
①徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。		
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。		
③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 * 庄の里で使われているベッドのサイド柵を使用することは身体拘束にはなりません。ただしそのベッド柵を抜けないようにひも等で縛る行為等は身体拘束の対象となります。		
④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。		
⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。		
⑥車椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける		
⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。		
⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。		
⑨他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。		
⑩行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。		
⑪自分の意思で開ける事のできない居室等に隔離する。		

【特記事項】